

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 2
- 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 2

### 人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 2
- 営利企業への従事等の制限に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 3
- 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 3
- 鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 3

### 人 事 委 員 会 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の一部改正 (総務課取扱い) 4

### 人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 4

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 7

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 8
- 警備業雑踏警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

### 警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱 (※) (警務課取扱い) 12

## 教育委員会規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第 1 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「漆小学校  
新留小学校」 を「漆小学校」に、 「岸良小学校  
岸良中学校」 を「岸良学園」に、 「久慈小  
篠川小  
学校」 を「篠川小学校」に、 「篠川中学校  
久慈中学校」 を「篠川中学校」に改める。

学校」 薩川中学校」 薩川中学校」

別表第 3 中

指宿市	利永小学校	を
南九州市	松ヶ浦小学校	

「

南九州市	松ヶ浦小学校
------	--------

」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

**鹿児島県教育委員会規則第 2 号**

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和 27 年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿児島県立加世田常潤高等学校の項中「，有機生産科，食品工学科」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

**鹿児島県教育委員会規則第 3 号**

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立中学校学則（平成 26 年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中

	性別	
--	----	--

を

「

--

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会規則**

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

**鹿児島県人事委員会規則第 2 号**

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和 51 年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「記名押印」を「署名」に改める。

第 26 条の見出しを「（事務局職員の勤務時間等）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

4 事務局職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等については、鹿児島県職員のセクシュ

アル・ハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 9 号）の例による。

5 事務局職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等については，鹿児島県職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 10 号）の例による。

6 事務局職員のパワー・ハラスメントの防止等については，鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 11 号）の例による。

第 26 条の 2 の見出しを「（会計年度任用職員の勤務時間等）」に改め，同条に次の 3 項を加える。

5 会計年度任用職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等については，鹿児島県職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 9 号）の例による。

6 会計年度任用職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等については，鹿児島県職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 10 号）の例による。

7 会計年度任用職員のパワー・ハラスメントの防止等については，鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 11 号）の例による。

附 則

この規則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

営利企業への従事等の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

営利企業への従事等の制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和 26 年鹿児島県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則（昭和 26 年鹿児島県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 

<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年	月	日生
---	---	---	----

 を

「

年	月	日生
---	---	----

」に，「通り」を「とおりに」，「医師」を

「医師（署名）」に，「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第 2 号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

## 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 分 限 及 び 懲 戒 の 取 扱 に 関 す る 規 則（昭 和 29 年 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 規 則 第 2 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 記 第 1 号 様 式 中 「

<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 生
---	---------

」 を

「

年 月 日 生
---------

」 に、「医 師」を「医 師（署 名）」に 改 め、

「㊦」を 削 る。

別 記 第 2 号 様 式 中 「㊦」を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

## 人 事 委 員 会 告 示

## 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 告 示 第 1 号

平 成 15 年 4 月 1 日 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 告 示 第 1 号（簡 易 な 方 法 に よ る 開 示 申 出 を す る こ と が で き る 個 人 情 報）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

令 和 3 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

表 を 次 の よう に 改 め る。

開 示 申 出 を す る こ と が で き る 個 人 情 報 の 内 容		開 示 申 出 を す る こ と が で き る 期 間	開 示 申 出 を す る こ と が で き る 場 所
試 験 等 の 名 称	開 示 す る 内 容		
鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 （大 学 卒 業 程 度）	総 合 得 点、順 位 及 び 種 目 別 得 点（第 1 次 試 験 に つ い て は、不 合 格 者 に 係 る も の に 限 る。）	合 格 発 表 の 日 か ら 起 算 し て 1 月 間	鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局
鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 （短 大 卒 業 程 度）			
鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 （高 校 卒 業 程 度）			
障 害 者 を 対 象 と す る 鹿 児 島 県 職 員 採 用 選 考 試 験			
就 職 氷 河 期 世 代 を 対 象 と す る 鹿 児 島 県 職 員 採 用 選 考 試 験			
鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 （民 間 企 業 等 職 務 経 験 者 対 象）	ア ピ ー ル シ ー ト の 総 合 評 価、総 合 得 点、順 位 及 び 種 目 別 得 点（第 1 次 試 験 に つ い て は、不 合 格 者 に 係 る も の に 限 る。）		

## 人 事 委 員 会 公 告

鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 公 告

令 和 3 年 度 鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験（民 間 企 業 等 職 務 経 験 者 対 象・短 大 卒 業 程 度・高 校 卒 業 程 度）

度)を次のとおり実施する。

令和3年3月26日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	行政	知事部局における事務	
	UIターン枠	農業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜産	
		農業土木	
		林業	
		水産	
		土木	
保健師			
県職員採用試験（短大卒業程度）	一般事務	知事部局における事務	
	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務	
	土木	知事部局における専門的業務	
県職員採用試験（高校卒業程度）	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林業		
	土木		
建築			

2 受験資格

(1) 次に該当する者（年齢は令和4年3月末現在の満年齢）

試験名	受験資格
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	次の全ての要件を満たす者 ア 行政については、昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 イ UIターン枠については、昭和37年4月2日以降に生まれた者 ウ 保健師については、保健師の免許取得者又は令和4年3月31日までに 行われる国家試験により取得見込みの者 エ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ア) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) UIターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 の職務経験
県職員採用試験（短大卒業程度）	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
県職員採用試験（高校卒業程度）	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
- カ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）の「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）
- キ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）「UIターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

3 試験の方法，時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和3年6月1日（火）から同月16日（水）まで	—	アピールシート（注1）		令和3年9月10日（金）
	令和3年8月15日（日）（注2）	鹿児島市 東京都	行政	SPI3（基礎能力試験），経験論文試験（注1）	
UIターン枠			SPI3（基礎能力試験），専門試験		
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和3年9月26日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験，エントリーシート（提出書類）（注3）		令和3年10月4日（月）
県職員採用試験（高校卒業程度）			教養試験，専門試験（注4），エントリーシート（提出書類）（注3）		

（注1）アピールシート及び経験論文試験の内容は、第2次試験の面接試験の参考とする。

（注2）アピールシート通過者を対象に実施する。

（注3）エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

（注4）専門試験は、農業土木、林業、土木、建築で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和3年9月中旬から10月中旬	鹿児島市	面接試験，面接シート（提出書類），適性検査		令和3年10月中旬
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和3年10月中旬から11月上旬		論文試験（注1），専門試験（注2），面接試験，適性検査	令和3年11月中旬	
県職員採用試験（高校卒業程度）			作文試験，面接試験，適性検査		

（注1）論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

（注2）専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

- (1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
申込受付期間	令和3年6月1日（火）午前8時30分から同月16日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	令和3年8月4日（水）午前8時30分から同月18日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	鹿児島e（いー）申請（鹿児島県電子申請共同運営システム）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。		

(2) 受験申込みは、一試験につき一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

#### 5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

#### 6 給与

##### (1) 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額250,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

##### (2) 県職員採用試験（短大卒業程度及び高校卒業程度）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経歴等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	163,600円
高校卒業程度	151,000円

#### 7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

#### 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

### 鹿児島県公安委員会規則第14号

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定、別記第8号様式、別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第16号様式中「印」を削る。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 公安委員会公告

## 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和3年3月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 貴重品運搬警備業務1級
  - (2) 貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 貴重品運搬警備業務1級  
令和3年7月2日（金）午前9時から午後5時まで
    - イ 貴重品運搬警備業務2級  
令和3年7月1日（木）午前9時から午後5時まで
    - ウ 検定当日の受付時間  
午前8時30分から午前9時まで
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター
  - (3) 受検定員  
いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
  - (1) 貴重品運搬警備業務1級  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
    - イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けた者
  - (2) 貴重品運搬警備業務2級  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 貴重品運搬警備業務1級
    - ア 学科試験
      - (イ) 警備業務に関する基本的な事項
      - (ロ) 法令に関すること。
      - (ハ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (ニ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
      - (ホ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 貴重品運搬警備業務 2 級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

## ア 期間

令和 3 年 4 月 19 日（月）から同月 30 日（金）まで（県の休日を除く。）

## イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

## (2) 提出書類

## ア 貴重品運搬警備業務 1 級

- (ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
- (オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

## イ 貴重品運搬警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

## (3) 申請先及び申請方法

## ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活

安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期又は中止する場合がある。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

.....

警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

なお、雑踏警備業務1級検定については、宮崎県公安委員会と共同で実施する。

令和3年3月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 検定の種別及び級の区分

(1) 雑踏警備業務1級

(2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 雑踏警備業務1級

令和3年7月27日（火）午前9時から午後5時まで

イ 雑踏警備業務2級

令和3年7月8日（木）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

ア 雑踏警備業務1級

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

イ 雑踏警備業務2級

30人（申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けた者

(2) 雑踏警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 雑踏警備業務1級

令和3年5月10日（月）から同月21日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 雑踏警備業務2級

令和3年4月26日（月）から同年5月7日（金）まで（県の休日を除く。）

ウ 受付の時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 雑踏警備業務1級

(ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受け

- た後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)の  
アに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に  
限る。） 1通
- イ 雑踏警備業務2級
- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0セ  
ンチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月  
日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住  
する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先  
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属  
する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活  
安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、  
郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料  
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、  
実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点  
で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期又は中止する場合がある。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

## 警 察 本 部 告 示

### 鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月26日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱（平成13年鹿児島県警察本部告示第1号）の一部を  
次のように改正する。

第2条中「鹿児島県警察本部警務部警務課」を「鹿児島県警察本部警務部相談広報課」に改  
める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。